

<学校感染症の種類と出席停止期間の基準等>

杉並区立永福小学校

	感染症	出席停止期間の基準	提出書類
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ＊新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなします。	「登校許可意見書」 医師による
第二種感染症	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	「登校届」 保護者による
	新型コロナウイルス感染症(ベータコロナウイルス属コロナウイルス)	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	「登校許可意見書」 医師による
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	「登校許可意見書」 医師による
	その他の感染症 「感染拡大の可能性がある場合」には、校長が学校医の意見を聞き、出席停止の措置をとることができます。 (例)感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで ※登校には、「登校許可意見書」の提出が必要です。	

学校保健安全法施行規則第 19 条「出席停止の期間の基準」より

※杉並区では、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、手足口病、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑(りんご病)は出席停止扱いとはなりませんので、ご承知おきください。医師あるいは保護者の方の判断で登校可能となります。